

令和2年加茂市議会12月定例会会議録(第3号)

12月14日

議事日程第3号

令和2年12月14日(月曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

森 友和君

1. 加茂市における都市計画及び景観計画について

○出席議員(18名)

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10番	滝沢 茂秋君
11番	森山 一理君	12番	山田 義栄君
13番	中野 元栄君	14番	安田 憲喜君
15番	樋口 博務君	16番	安武 秀敏君
17番	樋口 浩二君	18番	関 龍雄君

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長	藤田 明美君	副市長	五十嵐 裕幸君
総務課長 教育委員会 庶務課長	青柳 芳樹君	企画財政課長 会計課長	車谷 憲繁君
税務課長	目黒 博之君	農林課長 農業委員会 事務局長	和田 正利君
商工観光課長	明田川 太門君	市民課長	大野 博司君
環境課長	樋口 敏晴君	健康課長	井上 毅君
建設課長	珊瑚 保君	上下水道課長	土田 修也君

福祉事務所長
加茂市介護・看護支援センター所長
市民福祉交流センター
「加茂美人の湯」所長

藤田和夫君

教育長

山川雅己君

教育委員会
学校教育課長

北原利章君

教育委員会
社会教育課長

有本幸雄君

教育委員会
スポーツ振興課長

五十嵐卓君

教育委員会
文化会館長

草野智文君

監査委員
事務局長

齋藤美佐子君

○職務のため出席した事務局員

事務局長

吉田裕之君

係長

石津敏朗君

主査

吉田和実君

嘱託速記士

山田真織君

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） 1番、れいわの風、森友和でございます。令和2年12月定例会に当たり、加茂市における都市計画と景観計画について数点質問をいたします。

総合計画の作成作業が進行している今、今後加茂市がどのような姿になっていくのか、藤田市長主導の下、どのような姿を目指していくのか、市民の関心と期待は高まっています。新型コロナウイルスへの対応による生活上の制約や経済的な困難、人口減少、社会のデジタル化など、様々な社会的な環境の変化の中で、未来の加茂市はどのような地域になるのでしょうか。どのような景色が広がる地域になるのでしょうか。条例による規制や計画の推進、どのような体制で地域の機能、そして景観を維持し、また変化させていくのか、都市計画及び景観計画の観点よりそれぞれ質問します。

まず、都市計画について。新潟県は、都市計画区域マスタープランとして、県央圏域の加茂市について大まかな都市計画を示しています。自然環境の保全や有効な土地利用、過去の教訓を生かした災害対策など、必要な内容は記載されています。しかしながら、これらの記載から具体的、特徴的な、もう少し踏み込んだ表現をすれば魅力的な加茂市の像を想像することは難しくあります。一方、加茂市においては、これまで都市計画区域において大型の商業施設の建設を規制し、自然環境の保全に関しては1,000平方メートル以上の開発行為について規制をしくなど、独自の条例をしき、地域の様態を制御してきました。

商工業の振興による経済的な発展やよりよい住環境の創出のための開発と、美しい景観や安らぎを得られる自然環境の保全とをどのようなバランスで進めていくのか、これは未来の地域の姿を大きく左右する重要なかじ取りとなります。

そこで、質問いたします。1つ、加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例について。今後内容の変更または条例の廃止など何らかの変更をするお考えはありますでしょうか。具体的なお考えがあれば併せてお伺いいたします。

1つ、加茂市自然環境保全条例について。当条例に規定される加茂市自然環境保全審議会の開催状況を伺います。また、開催された審議会では具体的にはどのような内容が審議されたのかお伺いします。

1つ、加茂市自然環境保全条例について。今後内容の変更または条例の廃止など何らかの変更をするお考えはありますでしょうか。具体的なお考えがあれば併せてお伺いいたします。

1つ、加茂市内の各地区は、様々な特色を持ちますが、自然環境の保全と新たな開発との兼ね合いという意味において、今後どのような統制をしていくお考えかをお伺いします。

続きまして、加茂市における景観をどのように形成していくのかについて。暮らす人が心地よさを感じ、人々が訪れたいくなる美しい景観を持つ地域は、魅力のある地域であることに疑いの余地はありません。しかしながら、美しい景観を達成するということは、時間がかかり、手間がかかり、知恵、工夫の要る作業であります。事広域であり、私有地が集積する地区を含む景観の統制は非常に難しい作業です。地域の景観の美しさを形成し、また美しい景観の維持をするに当たっては、行政、市民一人一人、各種団体、事業者などの協力、連携、また時には強い思い、牽引が必要です。美しい町並みをつくるならば、美しさを形づくる規範、美しさに寄与する判断のよりどころとなるような手本、指針、規則を示すことが必要ではないでしょうか。

そこで、質問いたします。1つ、加茂市を景観行政団体とし、景観計画を策定することについて、お考えをお聞かせください。

1つ、美しい景観を維持し、また形成していく過程において、市民、事業者、そして市の連携、協働という意味でどのような形が加茂市では望ましいとお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

壇上からの質問は以上でございます。

〔1番 森友和君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 森議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例についてです。この条例は、用途地域の建築規制では良好な住環境等の保全を図ることができない地区など9地区、約250ヘクタール（都市計画区域の約8%、用途地域の約41%）に対して地区計画による建築物の制限をかけるもので、店舗等の床面積が500平方メートルを超える建築物等が規制されます。御質問の条例の変更または廃止についてですが、廃止を視野に考えています。近隣地域の情勢を鑑みると、規制を継続することは地域の利便性の向上にとって足かせになっていると思います。その反面、加茂市の商店街などに影響が出ると考える方もいらっしゃると思いますが、メリア3階の整備を進め、商店街の皆様と一緒に活力とにぎわいのあるまちづくりを進めることで商店街への影響は避けられると思います。

次に、加茂市自然環境保全審議会の開催状況についてです。加茂市自然環境保全条例は、優れた自然を

市民ぐるみで愛護し、その景観を保全することによって自然と市民生活の調和を維持増進することを目的に、平成8年2月に施行されました。本条例第8条第1項で、「市長は、良好な自然環境を保全するために、保全すべき地域及び植物を指定することができる」、第2項では、「保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ加茂市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない」となっていることから、これまで2か所の自然環境保全地域の指定について審議会が開催されています。まず、平成8年、9年に猿毛山の大部分を買収し、採石する開発行為計画に対し、猿毛山自然緑地、景観保全地域の指定について4回。平成21年に黒水地内の土採取現場の跡地に産業廃棄物処理施設を設置する計画に対し、薬師山麓自然緑地、景観、歴史環境保全地域の指定について2回開催されました。両件とも本条例第12条第1項第1号の土石の採取集積行為及び土地の形質の変更に該当する事案で、後者に関しましては併せて同条第1項第3号(1)の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある建築物その他の工作物の新築にも該当する事案でした。

次に、加茂市自然環境保全条例の今後の内容変更、廃止の有無についてです。今後も乱開発の未然防止と調和の取れた自然環境の保全を図るため、変更や廃止は考えておりません。

次に、自然環境の保全と新たな開発との兼ね合いについてですが、開発行為については新潟県の基準により許可しており、現状のままで本条例との統制は取れていますので、こちらも今後の変更等は考えていません。

次に、加茂市を景観行政団体とし、景観計画を策定することについてですが、新潟県が12月1日より新潟県の区域のうち景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域を新潟県景観計画区域にしています。これにより景観計画を設けている市町村と同様に届出が必要になります。届出の対象規模は、建築面積が1,000平方メートルを超えるもの、高さ15メートルを超える建設物などが対象になります。景観形成の基準は、眺望、高さ、外観、色彩などで、建築物等の特性や周囲の状況、市町村の地域特性などを総合的に判断されます。このように対象規模、景観基準が県の計画で定められていますので、今のところ加茂市が独自に計画を策定する必要はないと考えます。

次に、市民、事業者及び市の連携、協働に関してですが、他市では景観計画で基準を設ける一方で、補助を出し、色彩や外壁など統一してもらおうところもあります。加茂市では、過去に宮大門、宮小路において、景観づくりの基準に適合する建築物等に補助金を交付したことがあります。今度同様の要望等があれば、地域住民、事業者と協力し、北越の小京都らしい景観をつくっていくことが望ましいと考えておりますし、市全体の景観をどのようにするのか、今後議論する必要もあると考えております。

答弁は以上です。

○1番(森友和君) 御答弁ありがとうございます。

まず、加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例について、廃止の方向で検討されているということでした。すると、市内の都市計画区域についての新たな事業者の出店だとか、そういう部分においては大いに歓迎し、そして発展して欲しいという気持ちを込めての廃止なのかなと理解してみたのですが、その点ちょっとまずお答えいただけますでしょうか、どういうお気持ちでの廃止ということなのか。

○市長(藤田明美君) 森議員おっしゃるとおりで、これまで加茂市に出店したい業者さんがあっても出店できないという事情もありました。今後そういった規制を廃止することで、まずは出店を促したいという

思いがあります。現実的にこれまでも加茂市に出店したかったのだけれども、この条例があることでできないので、限りなく加茂市に近い近隣の周辺の自治体のところに出店されたという例もあります。できればそういうことは避けたいという思いもありますので、実質それですと加茂市の方が多く近隣の自治体のお店に買物に出かけたりということも今現実としてあります。それは、加茂市にとって私はよい状況ではないというふうにも思っております。そういった意味では、基本的には歓迎するという意味で廃止はしていきたいという考えであります。ただ、細かいところについてまたもう少し精査するところもあるかもとも思いますので、そこはもうちょっと慎重にというか、議論を進めていく必要はあるのかなというふうにも思っております。

○1番（森友和君） それと、具体的にはいつ頃それが動き始めるのか、少しお考えがあればお聞かせください。

○建設課長（珊瑚保君） 地区計画を定めたときには、県の都市計画審議会にかけなければ駄目なので、そういう部分で結構時間がかかりまして、規制をかけるときには約1年かかっております。外すので、それよりは若干短いかもしれないですけども、どうしても、県の都市計画審議会が年4回でしたでしょうか、決まっていますので、そういった部分で結構時間かかると思います。

○1番（森友和君） すると、ちょっと読めないけれども、1年はかからないだろうというような考えでいいのでしょうか、それもちょうと読めない状況ですか。

○建設課長（珊瑚保君） 今指示が出たところですので、これから詰めていくところがいっぱいあるかと思えます。

○1番（森友和君） ありがとうございます。それでは、経過を見守りたいと思います。

次に、この自然環境保全条例の審議会について少し聞かせてください。審議会は、今何名で構成されているのでしょうか。

○環境課長（樋口敏晴君） 平成8年、9年に審議会を行った際には、20名の審議委員の方がいらっしゃいました。その後もう一回行いましたけれども、その場合も同じ20名で行いました。

○1番（森友和君） その20名というのは、現在もう構成委員として、確認が取れているっておかしいですが、随分前の構成委員ですが、そのまんま続いている状況ということなのですか、それとも中の構成委員というのは定期的に替わっているものなののでしょうか。お伺いします。

○環境課長（樋口敏晴君） 構成委員につきましては、その事案が出てきた場合に一応審議会委員を定めるということになりますので、前回審議委員になった方々を中心に考えてはいきたいと思えます。ただ、どうしてもお亡くなりになられた方がいらっしゃいませば、新しく審議委員に参加していただくとかということになりますので、その際は一応検討の上、お願いするということになると思えます。

○1番（森友和君） ありがとうございます。

すると、次事案が立ち上がれば、そのときにまた新しい方も含め再度構成委員が決まってくるというような理解でよろしいのでしょうか。

○環境課長（樋口敏晴君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○1番（森友和君） 続きまして、この自然環境保全条例についてなのですが、今審議会の話も通して何となくちょっと理解できた部分もあったのですが、これそういう事案が上がってきて、そのときに審議会組んで、それについて検討をしてという形を取って、定期的に審議会を開くようなものではないというよう

なものかなと理解したのですけれども、これが最近どうも開かれていないようであるというのは、新しく何か開発しようという事業者が市に対して名のりを上げてこないという状況もあってなものかなと思うのですけれども、これ実際平成8年でしたか、9年でしたか、その審議会開かれた事案があった後というのは、そういう大きな開発行為みたいなものというのは、市に申請みたいなものはあったのでしょうか。

○環境課長（樋口敏晴君） 審議会は、先ほど言いましたように2事件について開催されました。その後につきましては、2件ほど一応事案がありまして、それについては審議会を開くまでもなく、その開発につきましては取下げがありましたということであります。1件につきましては、これは五泉地内になります。養豚場の建設をしたいというようなことで、それに対する臭気が土倉、長谷地区に流れてくるということで地元の方々から反対がありまして、私どものほうで業者へ出向いて事情を説明して、計画を取りやめていただいたという件が1件。それから、陣ヶ峰地内にあります旧岩留工業、今まで第四平成園の計画区域ということでしておりました地区に対しまして、ソーラーパネルを設置したいという業者がございました。それにつきましては、今現状の地形がコンクリート殻の産業廃棄物の山になっております。それを本来ならば産業廃棄物を撤去した後にソーラーパネルを設置するというような状況で考えておりましたけれども、業者のほうではそのままの状態、廃棄物を処理しないままでソーラーパネルを設置するというような状況を私どものほうへ計画を上げてきましたので、その辺もちゃんとしていただきたいということで事前に業者のほうへ出向いて話をさせていただきましたが、そこでは不可能だということで、その計画も断念されました。

○1番（森友和君） ありがとうございます。すると、環境の保全という意味合いにおいては、この条例しっかりと機能していて、加茂の環境を保全してきたというふうに見てとれるのかなとお伺いする限りは感じました。

それで、今回この2つ挙げたのは、どちらかという乱開発と言われるような、市にとって、または住んでいる市民の方々にとってあまり好ましくないであろうというようなものを今後どうやってコントロールしていくのかなというところをお伺いしたくてこの2つを取り上げて、そして聞いてみたのですが、先ほどこの加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例については廃止して、都市部については商業施設等々開発はどんどんウエルカムな形で進めていくと。そして、自然環境保全と言われるような森林とか山のほうとか、そういうところについては結構規制をかけていって環境を保全していくのかなというのがこの2つから見えてきたかなと思うのです。これで進めていくというのは見えたのですが、実は一方で、じゃどういう地区になっていくのかということを見ると、次ちょっと景観の話させていただくのですが、いわゆるマイナスな要素は出てこないけれども、加茂市としてのプラスの面、外側から見て、外部の市外の方々から見て、より魅力的だと思えるような都市、景観であったりというのをつくろうと思ったときには、やっぱりそういうネガティブなものを排除していくだけでは足りなくて、また都市部、その開発の網取りましたので来てくださいというだけではちょっと僕は足りない気がしてまして、するどいう形を取っていったらより魅力的な加茂市、そして加茂市の景観をつくっていくのかというのがちょっと次の質問の内容になります。

答弁の中で小京都という言葉もあったのですが、この小京都というキーワードは加茂市にとってはなかなか、歴史はありますが、実感として感じる事が難しいと思っていらっしゃる市民の方も結構多いようでございます。また、青年会議所等々、あとYEGさんであったり、小京都に向けていろんなアプローチ

をしてこれまで活動してきました。特にAKARIBAというイベントがあったり、小京都らしさというのをどうやって醸成していくのかというのは、各団体、そして一人一人若者たちも考えながら10年、20年とやってきていると。その中で市として小京都らしさというのをどう牽引していくのか。牽引する気がそもそもおありなのかどうかということも含めて、改めてちょっと市長、その辺どうお考えかなというのを伺いできますか。

○市長（藤田明美君） 森議員おっしゃるとおりで、まず都市計画のほうの条例を廃止して、基本的には歓迎するのですが、じゃそこでまた加茂市の景観としての統一感というのをどうやって出すかというのは非常に大事だと思うのです。その中で、答弁の中で小京都という言葉を使わせていただいたのですが、ただ本当に加茂市は小京都らしさを持っているのかどうかというふうな議論があるということも承知しています。そこをこれから本当に加茂市ももっと小京都らしいまちを目指すのか、またはもっと別な道を歩んでいくというか、考えていくのかというところは、もう少し考えなければいけないかなというふうには思っているのです。ただ、一方でホームページにちょっと出ているということもあり、加茂市にいらっしゃる方が加茂市どういうところかというのを調べると、もう小京都なのですよねと言っていらっしゃる方も多くいらして、いきなり小京都というところを外してもいいのかどうかということも、今率直に自分の考えを言えば、悩んでいるところでもあります。今総合計画も立てている中で、加茂市今後どういった方向を目指していくかというところで、あえて小京都を全面に出すのかどうか、要は小京都らしい景観をつくっていくのかどうかというところは、もう少し考える時間が欲しいなというのは、今そういうふうに思っているところではあるのです。ただ、加茂市の町並みとして今残っているところもありますし、非常に趣のあるところもありますので、そういったところはこれからも残っていくようにしていきたいなというふうには思っています。

○1番（森友和君） ありがとうございます。確かに小京都らしさというのを市が牽引して、例えば財政的な措置をつけてやっていこうというのは、なかなかお金もかかるし、そして何より景観というものの自体が、そもそも小京都が何で大切にされるかといったら、やっぱり歴史的な蓄積があるから、景観というのが代え難いものであるというふうにみんなが思って、それを貴ぶということになるのだと思うのですが、そこがあるのかなのか分からないところは作り込んでいくというのは、本当は無理筋なところがあるのかなとは思いますが、ただ1つのネタとして小京都というのが掲げられて、そしてこれから新しい景観をつくっていくとなったときに、そっちに寄せていくというのは1つの選択肢としては、確かに市長おっしゃるとおり、残しておいてほしいなというのは個人的には思います。

そこで、加茂市全体を小京都のようにしてしまおうというのはなかなか大変だと思いますが、ただ部分的に、例えば答弁の中にも宮大門のところ、以前補助つけて措置したというのがありましたけども、部分的な特別景観地区みたいな感じで指定して、そこだけはこういうふうな景観つくっていきましょうよみたいな指針が出れば、例えばその地域の方が何かを改修して、表玄関のほうをどういう形をつくらうかと思ったときに少しそっちに寄せていくことができるだとか、あとは一般に言われるガードレールの色だとかそういう色彩なんかも、より掲げた目標とする景観に向けて寄せていく。先ほど県の景観の計画があると言いましたが、あれはあくまでも消極的かなと僕はちょっと思っていて、より積極的にこういう景観つくるのだというのは、やっぱり市町村がどう考えるか、またその地区の方々がどういう思いでそこを使うのかということにかかってくるのかなと思います。県は、やっぱり広い地区見えていますので、そんなちっ

ちな地区の1つの通りのことまでは目が及びませんので、そこはやっぱり市町村が気持ちを入れてつくっていくというのが妥当であるし、そうしないと多分つくっていけないだろうと思うのです。

以前ちょっと聞いた話なのですが、要は市民の方々の中にもそういう小京都らしさというのをつくっていきたくとも、どうやっていいのかという、じゃ家建て替えるときに表玄関どうやってつくりましょうかってなったときのモデルがないと寄せていけないと。自分だけ小京都みたいな気持ちでそこをやって、周りが追従してくれなければそもそもできないし、じゃ自分が思う小京都というのが果たしてそれが正しいのかというのなかなか難しいであろうと。市がお金をかけずにできることということになれば、要はそのモデルを、こんな通りにしたくないですか、皆さんみたいな、そういうのを提示する、もしくはそういうのを考える場をもうちょっとしっかり枠組みつくって、じゃこの通り、今はこんな感じですが、例えば5年後、10年後、20年後こんな通りになったらいいじゃないですかと、そのために市としてはそういう知見だとか情報だとかはどんどん出しますし、それができる業者だとか、そういうのも紹介しますみたいな、そういう牽引の仕方もあるかなと。恐らく5年とかですぐできるような景観というのは、そういう浅い年月でできるようなものではないので、もしかしたら藤田市長が市長の間に見れないかもしれないけれども、でもそれはどの市長になったときも同じで、やっぱり将来に向けて計画的な景観をつくっていくという意思をここでどうか据えていただいて、我々の子供たちの世代にはより美しい景観があるような形があってほしいなという思いを込めた今回の質問でございます。

ちょっと具体的などころで聞きたいのですが、加茂市も縦長に広いので、須田地区から下条があって西加茂があって、旧市街とか商店街の地区があって七谷に続いていくと。それぞれ特色があって、加茂市のこれから特性を出していくに当たって、やっぱりその特色をいかに景観で体现できるかというのが外側から見た加茂市の魅力につながっていくのかなと。その辺地区ごとに、今小京都についてもちょっとなかなか難しいというふうに、どうしようかというお話あったのですが、市長の中でイメージ的にこの地区はこんなふうな形でまちづくりというか、まちの機能だとか景観つくっていきたくみたいな、そういう骨子みたいなものがあつたらちょっとお伺いできますか、そこ。

○市長（藤田明美君） 私がこの場でそれを言っているのかどうか、そうすると要は総合計画に関係なくそっちにちょっと行ってしまふのかなという思いがあつて、ちょっと総合計画できるのを見守りたいというところもあるのですけれども、もちろん全体的に加茂市全域が小京都を目指すかという、そういうことでもないと思うのです、目指すとなつたとしても。ではなくて、古い町並みが残っているところ、主に加茂駅の東口側になると思うのですけれど、そこであつたり、あとは本当に西加茂のように新しく開発されて住宅地になっているところと、七谷地区のように中山間地であつて自然が豊かである、また食も豊かである、また歴史もあるというところ、またそこ伝統文化も残っているところもしっかり残すというところと、須田地区と川西、山島地区、そこは本当に果樹地帯であつて、また加茂市のほかの地区にはない特徴を持っています。そういったところは、またそこで果樹であつたり、果樹の花もすごくきれいな、そういったところは加茂市のほかの地域とまた差別化できる地域ではないかなというふうにも思っています。というところで、ちょっとずつそれぞれの地区のよさというのは出していけるかなというふうには思います。

○1番（森友和君） ありがとうございます。僕もやっぱり須田の果樹だとか七谷の里山的な景色なんかは、最後加茂市が特徴を出していくに当たってはすごく重要なところかなと。小京都というのは、多分駅

の東側、宮大門とかから谷通りというのですか、出すとしたらああいうところになってくるのかなというのはあるのですが、先ほども市がある程度示すということも1つ大事だし、また実際につくっていくのはそこに住む方々一人一人になってくるのかなと。というのは、壇上での質問でも挙げたのですが、どうしても景観というのは私有地の集積になってきますので、公共施設をそれらしい形にただけでなかなか全体の雰囲気というのは出てこないと思うのです。地域の人が景観について考えるといっても、例えば商店街の方々は結構考えていると思うのです。やっぱりお客さん呼び込まなきゃいけないし、商店街をどうアピールするかということを常日頃考えているので、考えやすいのかなと思うのですが、そうではなくて、例えば1つ裏手に入って、普通の一般の住宅として構えていて、そこに住んでいる方々が景観とかどういうふうにしたいかというのが、思いがあってもそれを発する場というのはなかなかないのかなと。また、話し合う場だとか、新しい知見を得ていく場というのはなかなかないのかなと。その設定は、僕市はできるのじゃないかなと思うのです。景観について考える会を何かしらの形で組んでいくということですね。それをしていかないと、私有地側のコントロールというのはなかなかできない。コントロールという言葉がそもそも適切かどうか分からないですけども、気持ちをある程度一定の方向に向けていくということは、そういう場がないと難しいのではないかなと思うのですが、これ恐らくは、さっき総合計画の話が出たのですが、総合計画の後の、もしできるとしたら基本計画部分でそういう景観について努めてやっていくとなれば、景観計画上がるのかなと思っているのですが、その辺力を入れてやっていただきたいと僕は個人的には思っているのですが、市長としてどうでしょう。加茂市で独自に景観計画立てて、それは他市ほど立派でなくてもよくて、機能としてはやっぱり住んでいる方が気持ちをどっちの方向にどれくらい寄せていけるのかという方向づけをしてあげるような仕組みという意味合いで、何か現状総合計画の途中ですが、そういう部分について、市長、何かお気持ちがあればちょっとお伺いしたいのです、気持ちがないとなかなか景観ってできないので。

○市長（藤田明美君） 景観については、私は非常に重要なことだと思っていて、総合計画との整合性も含めた、景観計画になるかどうか分からないのですけれども、まず街の景観について加茂市はどのような方向に向かっていってほしいかというところの協議する場はあったほうがいいと思っています。市民の皆さんで加茂市のまちの景観について考える場、そういうところはつくりたいと思います。それは、本当に総合計画に合ったものであるべきだというふうにも思います。景観は、加茂市の外の人から加茂市を見た場合だけではなくて、実際に加茂市に住んでいる人がやはりこの加茂市に住んでいてよかったと思えるような景観づくりをしていく必要もあるかなとは思っていて、こういうきれいな町並みの中で住んでいるのだというところは市民の皆さんの誇りにもつながっていくと思っておりますので、そういった意味で景観づくりというのは力を入れていきたいというふうには思います。

○1番（森友和君） ありがとうございます。ぜひ期待をして、総合計画の作成とその後の取組で、景観について大事だというふうにお考えでいらっしゃるということなので、その経過ぜひ見させていただければと思います。

少しこの景観に係るところで、現状というところから、現状からという視点で、今いわゆる街路樹関係、今年は予算が下りてきて、コロナの関連なのかなと思うのですが、八幡の桜の管理なんかもまた枝打ちがなされていたようでございますし、大分その周辺の道に垂れ下がってくるような木もカットしていただいたということで、ああ、よかったなと思っておりますが、これ一時的な話で、実際例えば結構長い

通りですので、あそこを継続的に、今の言葉で言えばサステナブルという継続可能な形で管理していこうと思うときに、今みたいに市民の気持ちを美しい景観を願うという方向に持つていくためにはやっぱり参加型というのは必要だと思うのです。今回アダプトプログラムという言葉、ほかの先輩議員から質問の中にもあったのですが、ああいうものを僕もどうにかつけれないかなと思ってやっているのですが、結構壁になるのが、障害になるのは、やっぱり核となる方がいて、そしてまた事務局として回していくという、その事務機能を担保して、地区も多分お金のやり取りが出てくるので、結構その部分でなかなか責任を持って立ってくれる方がいらっしやらないとそこができてこないという、これが1つ壁だなと僕は今考えているのですが、その点、例えば初期、初動の部分で事務的な機能をちょっと補助してくれるとか、それはお金の補助ということではなくて、何かこういう形でやったらいいですよみたいなモデルの提示ですか、こういう管理をするに当たって何もないところから、じゃ私事務やりますとなった場合、1年の計画をその人がこうやったらいいのかななんて試行錯誤しながら考えなきゃいけない。もしくは、既にやったことがある方を持つてくるしかない。やったことがある方がいればいいですけど、そうとは限らないので、その部分、事務的なモデルみたいなものを市から、最初こんなふうによつたらいいですよというのがあったら、僕結構始めやすい方出てくるんじゃないかなと思ってののです。これは、民間団体の活性化というところにつながる部分だと思うのですが、その点市として何かできることってないですかという質問はどうですか。

○副市長（五十嵐裕幸君）　すごく大事なことだと思うのですが、アダプトプログラムを実際やるというところで一番やっぱりネックになるというのが市民の皆さんの意識を変えていくということ、これは役所の側もそうなのでしょうけれども、協働で物を進めるという感覚というのが、ともすると今まであまり実を育っていないというか、行政は地域の人に委託をする。その対価としてお金なり物なりを払うというような感覚で物事進めてきたのです。本来アダプトプログラムは、住民自治の代表的な行為であって、地域にある、例えば公共の道路の脇にある街路樹であったとしても、それは自分たちが自然を享受している代わりに落ち葉くらいはかき集めましょうかというようなところから、住民の皆さんがまとまって掃除をしてくれる。それに対して必要な道具だとか、あるいは金銭だったりというものを行政がお支払いするというような形でやっていけばつながることなのかもしれませんが、これは一方的に行政のほうから、どうかこれを掃除してくれという、年に何回以上掃除してくれというような形でもってお願いすると、それは住民の皆さんとしてはやっぱり義務的にやらされているという感覚になってしまうわけです。そこら辺の意識を、自分たちの地域は自分たちできれいにしようというような感覚に持つていくというのが非常に難しいところがありまして、それはできないことではないと思います。時間がやっぱりちょっとかかってしまうというところが1つネックかなというふうに考えていますけれども、何か答えにならないみたいで。

○1番（森友和君）　御答弁ありがとうございます。実はいろんな方々と話していて感じるの、例えばボランティア的に枯れ葉を集めたいとか掃除をしたいとかきれいに保ちたいという気持ちは、結構持つていらっしゃる方は潜在的にいらっしやるというのは感じるのですが、じゃその組織をまとめる事務局になってくださいとなったときに、その組織の大きさも規模も分からないし、どれくらい膨らむのかも分からないというところで、なかなか安易にオーケーと言えないというのが1つ壁なのかなと。加茂市やっぱり2万6,000人から7,000人ということで人口限られていた中で、大都市とは違うのはやっぱりそういうところに慣れていらっしやる方が、もう役回り慣れていて、ああ、いいよ、いいよなんて言ってくれる方

がそんなに豊富にいるわけではないのではないかとすると、すると、じゃ何が必要になってくるかという、不安でちょっと引き受け切れないという方を後押しするためのサポートが少し市でできたらそういう団体立ち上がってくれるのじゃないかなと思っただけの質問なのです。もちろん市というのは、市の職員の方々というのは、事務職のプロフェッショナルな方々ですから、そういうノウハウなんかを、最初の1年でもいいと思うのです。ちょっと寄り添って、こういう形でしたら大丈夫ですというのをやりますよというふうに言っただけなら、じゃちょっとやってみようと思うのだけれども、どうやってやったらいいですかというふうな形で話を切り出せる方が出てくるのじゃないかと。今現状でアダプトプログラムをやりたいとなっていて、でもまだ上がってこないというのは、やっぱりそこ1つ市民側に心のハードルがあるのかなと思うので、そのハードルを下げてあげる意味で、皆さん、市の職員の方が持っているノウハウ、技術というのを貸与するような形で寄り添ってあげると、これはできるのじゃないかなと思うのですが、どうでしょう。

○副市長（五十嵐裕幸君） それは可能だと思います。時間かかるかもしれませんが、私どものほうでできるだけサポートするような形でもってそういう意識を醸成していくということは、非常に大事なことだと思います。今までもそういう方々いっぱいいらっしゃるのです。市民の皆さんで意識の高い方いっぱいいらっしゃるって、そういう方たちは自主的にやってくださっているのですが、結構年齢が高齢になってきますと、今人口がもう減っているような中ですので、後を継いでくださる方がいなくなる。自分たちができなくなると、もう次できなくなっちゃうので、どうかこの続きは市でやってねと丸投げされる方も中にはいらっしゃいます。そういうところが増えてくると、なかなかやりたてがならないみたいなのがあるのですが、それを持続できるように市のほうで上手にサポートできれば、それは理想なのですが、一番いい形かなと思いますし、時間かければ可能だと思います。

○1番（森友和君） ありがとうございます。市でサポートをいただけるという言葉があれば、恐らくまたこれは市民の気持ちも変わってくると思いますので、思い切れる方が出てくると思いますので、もしだったら何らかの広報だとか、そういう形で一度周知していただくとありがたいなという言葉でここをちょっと締めさせていただきます。

次に、これまた現状からというところなのですが、実は今市内の特に街路樹関係、結構看板みたいな、各種団体の広報板みたいなものが結構どわっと最近増えたのです。例えば夏祭りだとかがあれば、夏祭りのものがいろんな通りに掲げられるし、JCのAKARIBAというさっきイベントの話もしましたが、そういうときにも掲げられるので、市民にとって周知したい内容がああいうところに掲げられるというのは時々によっては必要なかなと思うのですが、あれ今どういう管理の仕方をしているのですかというのをまずちょっと皮切りに質問させてください。

○建設課長（珊瑚保君） 街路樹に縛りつけてある看板ということでよろしいのですか。あれは、ほとんど許可なくその人たちがつけているというのが今の現状です。そいつ邪魔だから取れと言われても、なかなかいっぱいあるものですから、取れていないというのが現状でございます。

○1番（森友和君） ありがとうございます。恐らく許可なくなのかなと思われるのですが、実際必要な、市民にとって有益な広報であったり、その内容というのは様々だと思うのです。それ全部剥げという、あそこは駄目だと言ってしまうのは、ちょっと厳し過ぎるかなとは思いますが、一方で、あの街路樹は市の持ち物であるにもかかわらず、そこに掲示をするようなものの管理ができていないというのは、状況と

してはあまりよろしくないのじゃないかなど。せめて許可制にして、期間だとか内容だとかチェックしてやるという形は必要じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（珊瑚保君） おっしゃるとおりだと思います。許可を出していただけるように周知というか、そういったのは必要だと思います。

○1番（森友和君） すると、今勝手にということでしたが、景観の条例関係、何らかの規則でもいいのですが、あれが何か引かかるみたいなことというのはないのですか。

○副市長（五十嵐裕幸君） まず、屋外広告物という点では県条例での規制がありますので、この近辺ですと三条の地域振興局では時期によってはいろいろ道路パトロール等やって、それが交通の弊害になるとか、そういったものに対してはチェックされているようですけども、市で直接そういったものを規制する条例は持っていません。

○1番（森友和君） それと、県で景観に関する条例しかれたということだけれども、なかなかその実効性を担保するというのは難しいというのがあの辺からも見てとれるのかなと思うのです。またこれ最初の話に戻っちゃうのですが、だからこそ市町村単位で景観をちゃんとつくっていく、見ていくというスタンスを取らないと統制が取れないのじゃないかと思うのです。実際これ看板だけ取って、あれが駄目だとか、そういう話ではないのですが、今後管理するとなったら、それは条例か何かで管理していくことになるのでしょうか。それは、景観条例なのか別の条例なのかちょっと分かんないですが、どういう形が考えられるのでしょうか。

○副市長（五十嵐裕幸君） そのとおりだと思います。条例で規制するという形、しかも罰則付きの条例という形になるのではないかと思いますけれども。

○1番（森友和君） それと、今罰則付きの条例になるのではないかという御答弁ですが、その条例がいつできるのか分からないですけども、もしかしたら今現行でもそれはめられるものがあるのかもしれないですが、それと今後景観については加茂市の中ではちょっと変わってくるのかなというふうに期待してよろしいのでしょうか。

○市長（藤田明美君） 景観について、先ほどの話にもありましたとおり、まずどういった町並み、景観がよいかということ話し合う場もつくっていきたいとも思いますし、そういった中でもう今回の看板についてもどういった在り方がよいかというところは議論していくことにもなると思いますので、変わっていくところはあると思います。

○1番（森友和君） これはここぐらいで、十分な御答弁いただけたかなと思いますので、今後職員の方々等々検討いただいて、いい形、なるべくもめないような形でうまくやっていただけたらなと思います。

今日いただいた御答弁で十分今後市内の都市計画的な部分、または景観的な部分、期待が持てる内容いただけたかなと思います。すごく僕個人的には大事な部分だと思いますし、市長からもとても重要だというふうに考えていらっしゃる旨御答弁いただきましたので、今後の加茂市に期待したいと思います。ありがとうございます。

質問は以上です。

○議長（滝沢茂秋君） これにて森友和君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時24分 散会